優遇世帯の区分

以下の優遇世帯に該当する方は、該当世帯ごとに、抽選番号が1つ多く付与されます。

優遇世帯	
母子•父子 世帯	配偶者のない方(別居中・離婚調停中の方は該当しません)で、現在 20 歳未満の子を扶養している世帯
高齢者 世帯	申込者本人が入居指定日に60歳以上で、次に掲げるいずれかに該当する方のみと現在同居しているか、これから同居しようとする世帯 1.配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある方、または婚約者を含む) 2.18歳未満の親族または60歳以上の親族 3.下記の障害者世帯欄の1から4に該当する親族
障害者 世帯	申込者または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する世帯 1.1級~4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 2.戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている方3.1級または2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方4.〇、AまたはBに該当する知的障害のある方 5.「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者の方
複数回 落選世帯	申し込んだ名義人自身が直近2年間に3回以上抽選に外れていて、申込書の該当箇所にそれが明記されている場合。
その他 の世帯	次のいずれかに該当する世帯 1.申込者または同居しようとする親族に、被爆者健康手帳の交付を受けている方がいて、 <u>申込書の「その他の世帯」欄に「被爆者健康手帳の交付」と明記されている場合</u> 。 2.申込者または同居しようとする親族に、新たに海外から引き揚げた者で市長の承認を受けた方がいて、 <u>申込書の「その他の世帯」欄に「引揚者」と明記されている場合</u> 。 3.平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた世帯で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している世帯であり、 <u>申込書の「その他の世帯」欄に「自主避難者世帯」と明記されている場合</u> 。